

令和 7 年第 6 回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 1 5 時 0 0 分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第 2 会議室

出席委員

会長 1 番 市川 豊 会長

委員 2 番 岩本 直美 委員 3 番 福岡 幹弘 委員

4 番 牧 正行 委員 5 番 水野 俊弘 委員

7 番 武田 住男 委員 8 番 山本 裕子 委員

9 番 萩野 淑子 委員 1 0 番 萩野 章 委員

1 1 番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員

伊藤 修 委員 堀之内 済 委員

村瀬 勝美 委員

欠席委員

6 番 曾根 大祐 委員 推進委員 宮島 一人 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 岡部 功

書記 青山 侑嗣

書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	専決第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	その他	非農地証明願について 現況証明願について 生産緑地のあっせん願について

		ただくものです。 では、議案書にもどりまして、申請地の場所につきましては、2ページの地図をご覧ください。 申請地は、JAあいち尾東中部ライスセンターから北東に約70メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は1,756㎡です。 農地所有者は今後の農地維持が困難であり、売却を考えていたところ、営農地の拡大を検討していた申請者から取得希望があったため今回の申請がされたものになります。 なお、申請者は昭和60年に日進市藤島町にて法人設立し、令和3年に現在の屋号に変更、イチゴを主とした季節野菜の生産、加工、販売、農園の経営を行っています。先ほど説明しました、農地所有適格法人の4要件については、 法人形態の要件については、「特例有限会社」であることを法人登記及び定款にて確認しました。 なお、今回の申請者である法人の屋号は「有限会社」ですが、「特例有限会社」として株券の発行を行っており、法律上は「株式会社」の取り扱いとなります。 主たる事業の要件については、「農業の売り上げが過半」であること決算報告書にて確認しました。 議決権要件については、「農業関係者が総議決権の過半」であることを法人税申告書類にて確認しました。 役員要件については、「①役員の過半が、法人の行う農業に常時従事していること」、「②役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事していること」を申請書類にてそれぞれ事務局で確認しております。 その他の要件につきましては次の通りです。 農業用機械は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、防除機1台を借用しております。 申請地では果樹の栽培を予定しております。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 次に番号5番の申請者による農地の取得について説明します。 場所につきましては3ページの地図をご覧ください。
--	--	--

		申請地は、J Aあいち尾東中部ライスセンターの南に約 130メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は畑、現況地目は雑種地で、面積は650㎡です。 申請者は蟹甲町にお住まいで、年齢は46歳です。 農地所有者は現在、遠方に住んでおり、農地の維持が困難であるため、売却を考えていたところ、申請者から取得希望があったため今回の申請がされたものになります。 申請者は現在、年間100日程度農作業に従事しており、農作業歴は30年です。 所有する農地は適正に管理されております。 また、世帯員の従事状況は、母親が200日程度、父親が100日程度、妻が200日程度、申請者とともに農業を営んでおります。 農業用機械は、トラクター1台、耕うん機1台、田植え機1台、軽トラック1台を所有しております。 申請地では主に季節野菜の栽培を予定しております。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員	現況地目が雑種地だが、どのように耕作をしていく予定か。
	事務局	現状は農地ではありませんが、申請者に聞き取りをしたところ、購入後2～3ヶ月以内に造成に入るとのことです。
	委員	5番の件だが、農地改良、営農計画について事前に譲受人に聞き取りをして問題はないことは確認した。
	委員	西隣は申請者の農地か。
	事務局	申請者が過去に農地法3条許可により取得した農地です。
	委員	遊休農地緊急対策事業には該当しないか。
	事務局	農地中間管理機構を介した貸借では無いため、本申請は遊休農地緊急対策事業には該当しないです。

	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 1 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。 4 ページをご覧ください。 3 番の駐車場として利用しているものについて説明します。 場所は、議案書 5 ページをご覧ください。 申請地は日進東中学校から北西に約 1 5 0 メートルに位置する 1 筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は 1 7 6 m²です。 なお、本案件は、次の第 3 号議案の 6 番と一体利用の計画となっております。 申請者は、申請地の南側において現在住んでいる農家住宅の建て替えを計画しており、工事用車両、自家用車、農機具置き場を確保し、一時的に利用する目的で、令和 7 年 4 月頃申請者は当該地を、諸官庁の許可を得ずに転用した状況であり、違反状態を是正するため申請に至ったものです。 なお、復元計画については、議案書作成時点では、令和 8 年 3 月 3 1 日までに復元する計画がされていましたが、正しくは令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに農地を復元する計画となっております。 そのため、事前にお渡しした議案書の期間を修正させていただきます。 排水については、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。 農地法第 5 条第 2 項第 1 号の農地区分について原則不許可である第 1 種農地と判断されますが、一時的な利用に供
	議長	
	事務局	

		するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものに該当するため、支障はありません。 第２号から５号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第２号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員	申請地は道路より高いか。
	事務局	道路と同じ高さです。
	委員	議案書に駐車場として利用しているものと記載されているが、現在、駐車場として利用している状況ではないが。
	事務局	今後、自宅の建て替え工事の際に、工事車両等の駐車場として利用する計画です。
	委員	進捗状況は確認するのか。
	事務局	進捗状況報告書と完了報告を提出してもらいます。
	委員	始末書案件として申請されているか。
	事務局	申請書には始末書を添付させております。
	委員	工事の進捗状況を注視してもらいたい。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第２号については、原案のとおり可決とします。
		続きまして、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」説明いたします。
		６ページをご覧ください。
		５番の資材置場として利用するものについて説明します。
		場所は、議案書７ページをご覧ください。

	議長	申請地は藤枝町公民館から南東に約300メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は田、現況地目は雑種地で、面積は928㎡です。 申請法人は昭和41年に設立し、日進市において建設業を営んでおります。 申請地北側の隣接地を、資材置場としていましたが、昨今、事業の拡大により土砂を置く範囲が広がり、土砂や資材をこれ以上置くことができない状況になっています。 申請地を、現在の資材置場に置かれた土砂で埋立し、土砂や資材を置くことが可能な面積を拡大したい為、申請に至ったものです。 敷地内に水路と集水桝、また隣接地に排水管と集水桝を設け、申請地東側の水路へ排水する計画となっております。 農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。 続きまして、6番の駐車場として利用しているものについて説明します。 場所は、議案書5ページをご覧ください。 申請地は日進東中学校から北西に約150メートルに位置する1筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は30㎡です。 先ほど説明した議案第2号3番の許可申請の申請地と一体利用する計画です。 申請理由、復元計画、排水については、先ほどの議案第2号3番と同じであります。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、先の説明のとおり支障はありません。 第2号から5号についての各要件についても同様に、支障ありません。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意
--	----	---

	推進委員	見・ご質問等はございますか。
	事務局	土砂で埋め立てるという計画だが、産業廃棄物が入っているか。
	委員	山砂にて埋め立てる計画となっております。
	事務局	出入り口はどこか。
	委員	申請地の北側にある既存の資材置場から進入します。
	事務局	雨水の処理はどうするのか。
	委員	敷地内に水路と集水桝、また隣接地に排水管と集水桝を設け、申請地東側の排水路へ排水する計画です。
	事務局	現在利用している資材置き場の面積は。
	委員	既存の資材置き場は約4, 000㎡です。
	事務局	北側に小山があるが。
	議長	小山のうち山砂に関しては今回の申請地に埋め立てる予定です。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
	議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。専決について一括で報告。)
	議長	・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 16件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。
	議長	ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
	事務局	続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。)
	議長	・非農地証明願について
	議長	・現況証明願について
	議長	・生産緑地のあっせんについて
	委員	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	非農地証明願について、写真を確認するのみで現地確認

	事務局	は必要ないのか。 非農地証明マニュアルによれば、進入不可等で現地確認できない場合は、航空写真等で確認することで差し支えないとされています。
	委員	非農地証明について、一律の基準を設けるべきかと思えます。
	議長	他にご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	事務局	(事務連絡) ・ 来月の農業委員会 7月28日(月)本庁舎4階第3会議室 ・ 市役所開庁時間の変更の案内について ・ 農地利用最適化活動について ・ 参院選における委員の立場について ・ 転作補助事業現地確認日程について ・ 農地利用状況調査(農地パトロール)日程について
	議長	それでは、これをもちまして、令和7年第6回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
	(15:56)	